

令和8年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和8年3月17日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和8年3月17日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第11号 | 令和7年度川南町一般会計補正予算(第10号) |
| 日程第2 | 議案第12号 | 和7年度川南町介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第3 | 議案第 4号 | 川南町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を定めるについて |
| 日程第4 | 議案第 5号 | 川南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第5 | 議案第 6号 | 川南町犯罪被害者等支援条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案第 7号 | 川南町行政手続条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 8号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 9号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 川南町ふるさと農村活性化基金条例等の廃止について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和8年度川南町一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和8年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和8年度川南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和8年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和8年度川南町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和8年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和8年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第20号 | 令和8年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第21号 | 令和8年度川南町水道事業会計予算 |
| 日程第19 | 議案第22号 | 令和8年度川南町下水道事業会計予算 |

出席議員(12名)

1番 小嶋 貴子議員	2番 今井 孝一議員
3番 中 瀬 修議員	4番 金丸 和史議員
5番 河野 浩一議員	6番 北原 輝隆議員
7番 江藤 宗武議員	9番 永友 美智子議員
10番 河野 禎明議員	11番 蓑原 敏朗議員
12番 徳弘 美津子議員	13番 中村 昭人議員

欠席議員(1名)

8番 岸本 茂樹議員

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博君 書記 大塚 隆美君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮崎 吉敏君	副町長	小牟禮 洋秋君
教育長	平野 博康君	会計管理者・ 会計課長	石井 美貴君
総務課長	米田 政彦君	まちづくり課長	稲田 隆志君
財政課長	川崎 紀朗君	税務課長	小嶋 哲也君
町民健康課長	押川 明雄君	福祉課長	河野 賢二君
統括主監 兼環境課長	甲 斐 玲君	産業推進課長	河野 英樹君
農地課長	今井 孝洋君	建設課長	黒木 誠一君
上下水道課長	大塚 祥一君	教育課長	三好 益夫君
代表監査委員	永 友 靖君		

午前10時00分開会

○議長（中村 昭人議員） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明することはできません。また、写真、動画撮影、録音はできませんのでよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

○議長（中村 昭人議員） 日程第1「議案第11号令和7年度川南町一般会計補正予算（第10号）」、日程第2「議案第12号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第4号）」、本2議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 今定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案第11号及び第12号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第11号令和7年度川南町一般会計補正予算（第10号）。債務負担行為の補正のふるさと納税特産品発送事業（令和7年度寄附分）の限度額を減額し、3億2,000万円と変更を設定しています。

歳入について主なものは、町税7784万2000円、地方交付税1億8471万5000円の増額と、国庫支出金1億1388万1000円を減額補正する予算などが計上されております。

歳出について主なものは、総務費に公共施設等整備基金積立金3億6489万1000円、財政調整基金積立金2億5205万7000円、民生費に物価高対応子育て応援支援金県上乗せ分の3300万円などが計上されています。そのほか事務費等の執行残の整理や事業費の確定による減額です。

本案につきまして、質疑ののち別段異議なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第12号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

歳入につきましては、支払基金交付金等の減額等により、総額698万8000円を減額しています。

歳出については、事務費等の執行残の整理や事業費の確定による減額、また、一般会計繰出金として115万2000円が計上されています。

本案につきまして、質疑ののち、別段の異議なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第11号令和7年度川南町一般会計補正予算（第10号）における関係予算の審査の経過と結果について報告します。

令和8年3月12日午前9時47分より委員会にて、関係担当課職員の出席の下に慎重に審査しました。

原案は、令和7年度に上程された本町事業予算の執行実績・結果を表すもので、予算の総額から歳入歳出それぞれ7億519万3000円を減額し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ152億2779万8000円とするものです。おおむね執行残、入札残等の減額になっておりました。

審査の過程において、委員から各課に対し、予算執行の効率性及び各事業の進捗状況等について確認が行われ、各課の説明により本委員会の理解が得られたものであります。職員の経費削減に向けた努力の跡が見えるとともに、適正に予算が執行されておりました。

討論はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（中村 昭人議員） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第11号令和7年度川南町一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号令和7年度川南町一般会計補正予算（第10号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3「議案第4号川南町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第4「議案第5号川南町特定入児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第6号川南町犯罪被害者等支援条例を定めるについて」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第7号川南町行政手続条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第8号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（北原 輝隆議員） 第8号について御質問いたします。

5ページ、最後のページのほうに改正前と改正後ということで、「統括主監または」という文言の削減が行われております。この統括主監の職については、町長のほうからちょっと思いがあるということで設けられた職だと思んですけども、削られる理由というのがちょっと分からないと。その理由についてお聞きしたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 北原議員の御質問にお答えいたします。

次年度においては、まちづくり課長がその職責を行うということになります。統括主監という職責はなくすということです。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 今、次年度においてまちづくり課長になってもらうというようなことがありましたけども、これについては、これはちょっとお聞きしたところで、統括主監という仕事が非常に重きがあるということで、総務課関係のほうに適任ではないかという、庁外からのそういう話も伺ったりしますが、そこはどのような理由でしょうか。

○総務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

提案理由の説明でもありましたが、分野横断的な政策実現ということで、町の政策を担う場所という意味合いでは、現在はまちづくり課の課長を含め、まちづくり課の総合政策が担当しておりますので、それを担う担当課長であるまちづくり課長にその職を担っていただくというのが妥当であるという判断の下、このような改正を行った次第です。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第9号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「議案第10号川南町ふるさと農村活性化基金条例等の廃止について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10「議案第13号令和8年度川南町一般会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第13号令和8年度一般会計予算について、3点ほどお伺いいたします。

まず債務負担行為、9ページにあります。8億3771万5000円、歳出は71ページ、2款の総務費1項総務管理費5目財産管理費の包括施設管理業務8878万8000円についてお伺いいたします。

本事業は施設管理の効率化や職員負担の軽減、また地元業者の技術向上などを目的として導入されるものと理解しております。また、契約期間は令和8年10月から令和14年3月までの5年6カ月と説明されています。そこで数点お伺いいたします。

まず1点目です。令和8年度は4月から9月までの移行期間になると思われませんが、この

期間の対象施設の保守点検や修繕などの施設管理業務はどのように対応する予定なのか、お伺いします。

2点目です。事業規模は約9億2650万円、これ5年6カ月になりますが、とされ、その内訳として保守点検費、修繕費、マネジメント経費が示されています。その中で約3億円のマネジメント経費についてですが、具体的にどのような業務を指すのか。またその算定根拠について伺います。

3点目です。今回の包括施設管理業務は61施設が対象とされていますが、これらの施設の選定基準と対象外となっている公共施設の状況について伺います。今後対象施設を拡大していく考えがあるのかについてお示してください。

4点目です。町内業者を現行と同水準で活用するとされていますが、包括管理となった場合、元請事業者が業務を一括管理する形になると思われます。町内業者の受注機会をどのように確保していくのか。また地元業者に不安が生じないように、どのような配慮を行っているのかを伺います。また、12月議会で委員会で示されたと思うんですが、保守点検業務については町内業者への説明が11社とされており、この施設管理については様々な業種が関わると考えますが、それだけで十分に理解や合意が得られると考えているのか、町の認識についてお示してください。

最後に、本事業は5年6カ月の長期契約となっておりますが、契約期間終了後については、町としてどのような方向性を考えているのか、併せてお伺いします。

それから、歳出3款民生費1項社会福祉費の105ページになります。重層的相談支援体制整備事業業務委託として1287万1000円の予算が計上されています。この事業は高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者など複合的な課題を抱える世帯に対して、分野を超えて支援を行う体制を整備すると理解しております。

確認します。まず本町における事業の具体的な内容と委託先について説明をお願いします。この予算規模からすると相談支援体制の整備が中心になると思われますが、委託先において人員体制はどのようになっていくのか。また新たな人員配置なのか。それとも既存業務との兼務なのかについて伺います。

○財政課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

包括施設管理関係の御質問ということで、まずは4月から9月までの対応ということで、そちらにつきましては、従来どおり所管課による発注となります。期間としては4月から9月までの半年間というような契約になります。

あと、マネジメント経費の件です。そちらについてなんですが、このマネジメント経費については、高いのではないかという御指摘があることは承知いたしております。しかしながら、この経費は単なる事務経費ではなく、複数の施設における点検、清掃、修繕などの業務を一体的に把握し、計画的かつ効率的に実施するための統括管理機能に要する経費であります。

具体的には、施設の巡回による不具合の早期発見、修繕内容の整理や見積りの調整、再委託業者の履行管理、また点検結果や修繕履歴の一元管理などを行うものです。これにより業務の重複の解消や、発注の効率化、施設の長寿命化につなげることを目的としております。

そのためマネジメント機能を設けることにより一定の経費は生じますが、施設管理業務全体の最適化をすることで、結果として維持管理コストの抑制や管理水準の向上につながるものと考えております。

次に、施設の選定基準というところですが、こちらの結論といたしましては、サウンディング型市場調査を通じまして事業内容の見直しを図り、所管課担当者の意見も聞きながら選定をしていきました。

当初の設計といたしましては、直営の施設で延べ面積が500平米以上の施設で、法定点検や定期報告が必要な設備がある施設を中心に選定をいたしました。その結果、当初54施設7業務を選定したところです。

まずそこを選定して、この内容で第1回のサウンディングを行いました。事業者さんに参加いただいてサウンディングを行ったのですが、その結果、事業性がなしということで、要は、それだけでは事業はできないというような結果が得られました。

その結果を基に、再度事業の内容を見直しまして、61施設の19業務を選定し、第2回のサウンディングでは、この事業内容でマネジメント経費の把握を主な目的に実施したところです。施設については以上です。

あと、町内事業者の受注期間の確保というか、町内事業者さん向けにということなんですけれども、こちらにつきまして、過去3年、3カ年の対象業務を請け負う町内事業者11社への説明会を10月上旬に3回実施しまして、町外事業者33社に対しましては説明会資料を配布し、理解を求めたところです。

また、優先交渉権者の決定後に、5月をめどに事業者を対象とした説明会を開催しまして、その後は優先交渉権者と各事業者の1対1での協議を行いまして、これでいろいろ御納得いただいた上で民民契約が整いましたら、8月から9月をめどに、町と優先交渉権者の本契約に進むことができるかなと考えております。まず、民民での町内事業者さんと優先交渉権者さんとの契約が整わないと、いくら町が進めたいと思っても進める事業ではないので、そのあたりは十分説明を行って理解をいただいた上で、まずは民民契約からしていただくということで、その際につきまして説明を丁寧に行っていくということで考えております。

あと、5年半の契約期間満了後の方向性といえますか、そういったところなんですけれども、モニタリングによる事業評価を行いながら、事業継続の方向性については検討していきたいと考えます。こちらの事業については、できたら長く継続していったほうがより知見がたまっていって、より予防保全のほうに変換していけるのかなと思いますので、できたらそういうふうに進みたいとは思いますが、ただ、事業評価はしっかり行って、評価が悪いという結果であれば断念せざるを得ないし、そこは検討の余地があるかなというふうに考

えております。

以上でございます。

○福祉課長（河野 賢二君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず重層的支援体制整備事業の具体的な内容ということなんですが、この事業は包括的な支援体制を構築するための手段の一つとして、改正社会福祉法により制度化されたものでございます。

主な内容といたしましては、まず1つ目、子供、障害、高齢、困窮の分野における相談を幅広く受け止める体制の強化を行う包括的相談支援事業。2つ目に、支援ニーズを把握し、地域の社会資源や支援メニューのコーディネートやマッチングを行います参加支援事業。3つ目に、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすい環境や場所を整える地域づくり事業という3つの事業を柱に、4つ目です、複雑かつ複合的な課題を抱える困難ケースについて解きほぐしを行い、関係機関との連絡・調整や役割分担、支援プランの作成等を行います多機関共同事業。5つ目に、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑かつ複合的な支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業。この2つを加えた5つの事業を一体的に取り組むものとなっております。

今回予算に計上させていただきました業務委託の内容につきましては、このうちの多機関協働事業と参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の3つの事業になっております。

委託先についてということなのですが、川南町社会福祉協議会を予定しております。

次に、2つ目の御質問で、委託先における人員体制という御質問でございました。新たに人員配置するのか、それとも既存との兼務なのかということなのですが、この事業自体が新しく何かを始めるといふことよりも、既存の取組内容の充実を図って、支援体制を強化することを目的の一つと考えておりまして、基本的には既存業務との兼務ということになると思います。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） ありがとうございます。まず最初、4月から9月に対応、従来どおりに発注をしますということで、それが4月から9月ということなんですが、例えば年間通した契約をしているところが、半年しか契約ができないということに対して不安がないのか。実際この事業のことについてはいろんな事業者の方たちから不安であったり、いいことだといういろんな声があるので、一番はその事業が自分たちにちゃんと回るんだろうか。受けた業者が思いのあるところになるんじゃないのかということがちょっと皆さんの不安にありますので、この包括の質問をしている次第です。だからまず半年で事業者がそれで納得をしていくのかという部分は、ちょっと伺いたいと思います。

それから、マネジメント経費ということで、何人でどれくらいというのがあるのかどうか

分かりませんが、そこあたりが納得はしていきたいと思っております。

それから、事業者について聞いたら1対1でと言いますが、今までの入札制度に基づくものとしての事業が、そのマネジメントを受けた事業者との話合いの中ですという認識では困るんですけど、入札制度というものがどういうふうになるのかなと思っておりますが。

それと、先ほど福祉課の分ですけれども、事業として1200万というのが単純に2.5人分なのかなという気はするので、社協が委託先と考えてあることで、社協にとって人員配置が増えてということが見込まれるのかというんですけど、人員配置はしないということで、受け側としてはこれが重荷になるのではないかなと気がするんですが、現実的にこの重層的に当たるような案件が、今現在、川南にどれくらいあるものなのか、分かれば教えてください。

○財政課長（川崎 紀朗君） まずは、4月から9月の契約は通常、年度頭に半年分の契約をします。要は10月からまた先のことなんですけれども、当然民民契約が整えばそちらに移行するという形なんですけれども、もしどうしても整わないというようなことになれば、当然また10月から町との契約というのも考えられるのかなというふうには考えております。ただ、できるだけできる限りそうはならないようにですね丁寧な御説明はしていきたいというふうに考えております。

あと、入札制度についてなんですけれども、当然こちらについては民民の契約になってまいりますので、役場が入札をするというようなことはなくなります。ただ、見積り合わせは当然やるべきことだとは思いますが、ただ、初年度に関しましては、基本的には従来事業を担っていただいていた事業者さんとの契約、そのまま継続するというような形で考えております。

当然ながら趣旨としては、町内事業者さんに優先して担っていただくというのは、もうこの事業の肝で考えておりますので、その優先交渉権者が違うところをもし連れてくるようなことがあっても、必ず町が確認しますので、その際、例えば町の事業者が請け負えないような事業内容であれば致し方がないという部分もあるんでしょうけど、当然町内事業者さんが今までやっているようなことを変える必要は全くないと思いますし、逆に、町外事業者さんがやられていた委託業務を町内でもやれるのではないかという判断の下、町内のほうに切り替えていくとか、あと、修繕等は町内事業者さんが行っているのですけれども、保守点検とかはやっていない事業者さんというのも結構ありまして、そういった部分も促して、保守点検できるんじゃないですかと、そういうふうな町内事業者さんに仕事の門戸が広がるような、そういった流れをしていきたいというふうに考えております。

まず町の姿勢として、町内事業者さんを排除するようなことをしてしまつては、この事業をやる意味がないと思っておりますので、あくまでも町内事業者さんと町、そして施設の利用者さん全てが幸せになれるような、皆さんが民民な関係になれるようなことを築いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉課長（河野 賢二君） 今の御質疑にお答えいたします。

今、そういう重層的支援体制に係るケースがあるのかという御質問だったかと思います。

令和6年から7年にかけて、この重層的支援体制整備事業への移行準備事業として、多機関協働体制整備事業というのを実施しております。その中で、今の1件の過程をその支援会議のほうで協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） この包括施設管理業務は5年間にわたるものなので、私たちもしっかりとやっぱり確認をしていかないと結局固定して、例えば今までのような1年単位の業務で委託して、1年単位で契約をしていたことが5年間ずっと固定化されてしまう。町内業者でも同じ業種としたときに、ずっと今までだったら1年に1回ずつの契約をしていた分が、このことになることで5年間もう固定した、ある一定の業者だけに5年間になってしまうと、外されたというか、言い方はあれですけども、同じ町内業者でもやっぱりいろいろあるような気がするんです。不安を持っている方が、俺ももう70近くになるんだけど、これを事業で外されたら5年間は事業が来ないんだろうかという不安を持たれているんです。やっぱりそこは町がどのような管理をして、しっかりとマネジメント、どういうところが入るか分かりませんが、川南に見合った事業の流れをしっかりとしないと、業者さんの不安を物すごくあおっているんです。そこは役場では、会議では言えないかもしれませんが、そういう声を、多分、今からこれ決定したときに、決定したらですけど、各議員さんにもいろいろ話が出てくると思いますが、その不安がないようなことの取組は担保できますでしょうか。

○財政課長（川崎 紀朗君） ただいま御指摘があったとおり、実際説明会をしても、確かに最初のときは細かいことも分からないし、これ聞いていいんだろうかと、ちょっと言いにくいというようなこともあろうかなとは思っています。

ただ、これをやっぱり説明会等を繰り返して行って理解を深めていただく。また本当に今回、先ほどちょっとマネジメント経費の話もあったんですけども、なぜマネジメント経費を別立てで考えているかというのと、保守点検業務とか修繕業務の中にマネジメント経費が含まれてしまうと、要は、町内事業者さんとかを買いたたいてしまっただけで利益を出すということが可能になってしまうので、そういうことができないようにマネジメント分は別建てですと、その保守点検とか修繕の分は別で出すんで、ここはもう全くそこを下げたからって、そのマネジメント業者が得をするようなことではないので、そこは完全に分けた整理をしています。そこが町内事業者さんに絶対迷惑かからないようにということは考えております。

また、保守点検業務につきましては、現在におきましても長期継続契約という形で、3年間の保守点検契約とかは現在でも、当然会計年度独立の原則はあるんですけども、自治法の例外措置として長期継続契約というものがございます。それで、3年程度保守点検契約をしているケースも多々ありますので、1年1年保守点検業者が変わるっていうのも、そういっ

たのもあんまり現実的ではないというか、やっぱり点検していく業者さんも毎回変わると、今度はどこを見ていっちゃろうかというので戸惑いとか出ますので、あまり変わるっていうことは普通はあり得ないかなと。よっぽどそこがやめるとおっしゃれば、また変わると思うんですけど、そういった形で考えておりますので、こちらとしても、そこを買いたたいて安くあげようとか、そういった意識ではないので、ただ、業務の効率化っていうのもある意味、例えば各課で契約していたものを契約を一本にするとか、当然支払いも各施設ごとに支払いしてたやつがもう一発で支払いするとか、予算も一元化するとか、そういった意味合いが事務の効率化というか、そこ辺も踏まえた上で、なおかつこれは役場の利益だけではなく、業者さんも逆に言うと、各施設の担当課ごとに報告書を上げなくて済むという、もう一カ所に報告書を上げればいいと。契約も、結局複数の施設を見ても1本の契約でいいということになりますので、その辺は大分、あとは電算的なもの、システムを利用して電子データでのやり取りもできるようにしたりとか、その辺はデジタルの取り残しはつくらないようにそこは考えますけれども、そういった効率化も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中村 昭人議員) ほかに質疑はありませんか。

○議員(北原 輝隆議員) すいません、ちょっと今、機械のほうがうまく操作できませんでしたので。

ただいまの徳弘議員と関連の質問になるかと思っておりますけれども、包括施設管理業務委託関係で、今の説明の中で、昨年10月上旬頃から3回ほど説明会を設けてというような形で、本年度に至っていると思うんですけども、なかなかその中で理解が難しいと言われている業者さんもいらっしゃいます。

5月頃に説明会と、その後1対1の説明会を実施する予定ということでしたけれども、役場の職員さんのほうから出向いて説明を行ったりとか、それから電話連絡等でどこまで理解されているとか、そういうことを、そういう機会を設ける予定とかはお考えはあるのでしょうか。

○財政課長(川崎 紀朗君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

全ての事業者に出向いていくかというのと、さすがにそれはあれなんですけれども、例えば電話でちょっと教えてくれとか、そういった御連絡をいただければ、当然御説明には参りますし、そのあたりは当然理解をしていただくというのが一番大事なことだと考えておりますので、当然そのあたりは配慮をしていきたいと思っております。

また、直接その役場に言いにくいということもあつたりすると思っておりますので、例えば、議員の皆さん方もそういうお話を聞かれたというようなことがもしありましたら、例えば、それでおつなぎいただいたりとか、そういったので対応したりとか、そういったこともできるかなというふうに考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子議員） 13号において、教育費についてお伺いします。

201ページ。補足説明書では、総合的学習の時間に川南町独自の地域学習を実施するためとなっていますが、4点ほどお聞きしたいと思います。

具体的には何をするのか。2点目が、それをしなければいけないと思った理由。そして3点目が、中学3年生と書いてありますが、なぜ中学3年生だけなのか。4点目が、今後このカリキュラムを継続的に続ける予定があるのか、お伺いします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

具体的にはということですが、補足説明で申し上げたように、総合的学習の時間というのがございます。この中で、地域学習、ふるさと学習のほうをやるためにということでカリキュラムを組んでいくということで考えております。

3番目の質問で、なぜ中学3年生を対象かということなんですけど、小学校高学年から含めて地域学習等をやっておるところなんですけど、一遍に全学年を始めるというのはなかなか難しいところであります。今回、川南独自のということで、特色を出しながらやろうというふうに考えておりますので、まず中学3年生から始めて、今後広がっていければという構想は持っているところであります。

なぜこのようなことを始めたかということなんですけど、やはり特色のある教育というのが教育に関して魅力あるものになると思っております。いろんな施設面の整備というのもあるんですけど、ソフト面でも一歩踏み出して、新しい川南の教育というのを目指していきたいというふうに考えて、今回予算計上をしているところであります。

以上でございます。

○教育長（平野 博康君） すみません、今のに少し補足をさせていただきます。

今回総合的な学習の時間でのふるさと学習につきまして、川南未来学を導入する意図でありますけれども、一つはこれまでもふるさと学習についてはそれぞれ小学校・中学校で実施していました。ただこれまでの学習というのが、課題について調べて、まとめて、発表するという学習、それらをさらに一歩進めて提言する、行動するというように、町に関わり続けるような学習を展開したいというのが一つであります。

もう一つは、プレゼンの仕方とか、あるいは様々な場面での地域の人材の活用など、第三者のノウハウを導入した学習を教師とともにすることで、学習の充実を図るということと、あわせて教師の指導力向上に寄与したいというふうに考えております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子議員） ありがとうございます。4番目のこのカリキュラムは今後継続的に続けていかれるのでしょうか。

○教育長（平野 博康君） この川南未来学につきましては、来年度中学校3年生を皮切りに、可能であればこれを広げていきたいというふうに考えております。ちなみに総合的な学

習の時間は、小学校3年生から中学校3年生まででございますので、少しずつ広げていけるといいなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（河野 禎明議員） 議案第13号川南町一般会計予算の中で、10款3項中学校費です。この中に新中学校コンストラクションマネジメント委託料7975万、この関連が債務負担行為の中で令和9年から12年にかけて1億2870万というのが上がっているんですが、この業務内容についてちょっと詳しくお聞きしたいんですけど。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回補足説明で申し上げましたように、中学校建設のためにということで、必要な作業の支援業務ということで今回予算の計上をさせていただいております。

あわせて、後年もということで、継続してマネジメントの費用ということで債務負担行為も起こしているところであります。

まず来年度、令和8年度に予算計上している部分ですけど、こちらの部分が構想、それから計画を作成する部分になっております。この業務委託の中で建設事業の基本計画策定のこちらの支援業務、それから入札契約業務の支援をやっていただくということでやっておるところです。

そもそもこのCM、コンストラクションマネジメントというのが、技術的な中立を保ちつつ発注者側に立って、設計の検討、それから発注方法の検討、工程管理、コスト管理などのマネジメントを行っていただく業務になっております。今回計上した予算に関しましては、次の建設設計の発注のために必要な業務ということで、支援を行っていただくということで予算計上しております。

それから、債務負担行為で上げている部分なんですけど、こちら、後年に発注をして設計・建設のほうを受注する業者さんが決定した後に、建設段階、設計段階の、まさにそのマネジメントをやっていただくということを目的に考えております。

このような構想で予算計上、債務負担行為の計上をしているところなんですけど、なぜやっているかということなんですけど、現在いろんなコスト高になっておって、建設費が非常に高くなるのではないかとということが懸念されているということと、あと、学校の開校を令和13年4月開校ということで定めておりますので、この総事業費、建設費、それからスケジュール、こちらをしっかりとマネジメントして、予定どおり、計画どおりに進められるようにということで、今回予算計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明議員） 本当にこれはなかなかいい業務かとは思いますが、例えば3年前の話をする、新中学校設計費が2億3000万か4000万で設計費が出ました。で、普通建設する場合は、今までだと信頼の置ける、実績のある設計者に頼んで、その設計業者が今

度は建設業者が決まったらその建設が最後まで、完成まで管理するというか、見届けるとい
う業務が今まで設計業者がされていたような気がするんです。これは私も初めてこういう新
しい仕事というか、これが金額がそんなに大きくなければいいんですけど、例えば設計費が、
前で2億3000万か4000万、今度2億5000万ぐらいかかるかもしれないといったときに、これ
が債務負担行為も全部入れると2億超してしまうんです。これだけの金額で、私ちょっとそ
こが心配で、どうなのかな。これ町民のために、町民の利益になるのかとか、コストパフ
ォーマンス的に妥当なのかなということもちょっとお伺いしたいんですが。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

総額で言うと、議員おっしゃったように2億円ほどの予算になっております。こちらのほ
うがコストパフォーマンス、それだけの効果があるかということなんですけど、実際現状で
いきますと、非常に本当にいろんな資材、それから人件費も上がってるというのもあるんで
すけど、そもそも働き方改革等あって、これまでとはちょっと環境が非常に変わっている状
況であります。

こちらのコンストラクションマネジメント業務というのを、今、大きい建設費を行うとこ
ろというのは導入してやっているところであります。先ほど議員がおっしゃったように、今
回建設費というのもまだ現状でしっかりしたものは積算できてない状況なんですけど、大き
いものになるということが予想されておりますので、こちらのほうが外から見て、ちゃんと
透明性があるということとか、そういったのも説明できるようにということで、今回、委
託業務をやるというふうに考えております。

それからまた、今後設計をした後に工事にかかっていくところにおいて、またさらに物価
が上がっていったりすることも想定されております。この物価スライド分もしっかりとした
根拠があって説明ができないと、ただただ値段が上がりましたというわけにもいかないわけ
ですし、それをもう専門的な技術を持っているところに頼まないと、なかなかこれはでき切
れないんじゃないかということ判断した上で、今回予算の計上をさせていただいていると
ころです。

以上でございます。

○議員（河野 禎明議員） この業者を委託するのを決めるのは、例えばどういう方法で考
えていらっしゃるのか、これだけの事業をやるのは、よほど実績のあるところでないとこれ
はできる話じゃなくて、なんか一社私ちょっと話を聞くんですけど、あのよその町でやっ
てるとかです。ここ一社しかあり得ない状況なのかな。それを例えば随意契約みたいなので
決めてしまうのか、プロポーザルでやっちゃうのか、何かそこ辺がどういう方向で決められ
るのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

どのような形で業者の決定を行うかということなんですけど、現在予定しているのが、公
募を行って、プロポーザルで決定をしたいというふうに考えております。

ちなみに、こういう業務を行う業者というのは、こちらコンストラクションマネジメントの協会等ありまして、かなりたくさんの方があるところですよ。

ただ、受け手がみんな受け手になるかということ、そうではないとは思いますが、ただもう1カ所しか決まらずで、そこだけでというわけではございません。

以上でございます。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗議員） 4点ほどお伺いいたします。

75ページですか、2款1項6目省エネ家電購入費補助金2010万円ですか、この内容というんですか、どんなものなのか、どんな制度なのかちょっと詳しく教えてください。

次に139ページ、6款1項1目農業委員会費ですけど、農業振興地域整備計画全体見直し委託ですけど、どんなことをやられるのか。町ではできないのかなという気もするんですけど。

175ページ、8款3項13目運動公園管理1205万6000円と野球場整備委託1303万5000円、何を、どこがどんなことをするのか。包括管理とはどんな関係になるのかなという気がするんです。

それと、補足説明の中で都市公園費運動公園委託料及び野球場整備委託料は、事務の補助執行を行う川南町運動公園及び高森近隣公園の管理を行う業務委託ですという説明資料なんですけど、事務の補助執行を行う施設とは何なのかと思ったものですから、お尋ねします。

そして最後に、4点目です。215ページ、10款5項1目保健体育施設費、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ川南町実行委員会負担金、負担金ということですから、町が何がしかの負担をしなくちゃいけなくて負担をするんでしょうけど、説明資料によると、プレ大会の開催費用、準備費用、準備費用というのは負担金なのかという気がしたものですから、その4点お尋ねします。

○議長（中村 昭人議員） ちょっとその前に、しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

○環境課長（甲斐 玲君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

川南町省エネ家電購入費の事業ですけども、対象となる家電がエアコンと冷蔵庫で、日本産業企画のエネルギー基準達成率100%のものを購入した場合に、町内家電販売店からの購入であれば6万円、県内の家電販売店からの購入であれば3万円を助成するものでございます。

なお、これにつきましては、国の物価高対応の重点支援地方創生臨時交付金を活用しておりますので、来年度単年度のみを対象とするものであります。

以上です。

○農地課長（今井 孝洋君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

農業振興地域整備計画全体見直しは、どのような調査内容なのかということでの御質疑ですが、農業振興地域整備計画については、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口規模、人口規模、農業生産、その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとされております。この見直しを行った上で、川南町の農業振興地域を決定するものでございます。

また、町村でその調査がやれないかということの御質疑ですが、予算書の9ページにも債務負担行為で令和9年度の予算も計上しております。2カ年間の事業となりますので、かなり大幅な事務量と作業量になりますので、今回、委託をするものでございます。

以上です。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず1点目が、運動公園管理業務委託、それから野球場の整備委託料のほうですけど、こちら内容がということなんですけど、運動公園及び高森近隣公園については、現状、観光協会さんのほうに委託をしてから、草を刈ったりとか、樹木の手入れをしたりとかいうことをしていただいております。

運動公園の野球場のほうは、野球場の整備を専門に行う業者さんのほうに委託してということで、グラウンドのコンディションを整えているところでもあります。こちらのほうが、国スポの来年度リハーサル大会、それからその次の年に本大会を控えておりますので、グラウンドのコンディションがいいようにということで、ちょっと金額が大きいんですけど、継続して委託業務を行って、グラウンドの整備を行っているところです。

事務の補助執行を行うということで、補足説明で申し上げたところなんですけど、こちらのほうの施設が建設課が所管する施設になっております。その維持管理、それから施設の貸し借りとか、そういう料金とか、そういったことを教育課のほうで行っておりますので、こちらのような表現になっております。

それから2点目、国スポです。日本のひなた宮崎国スポ・障スポ川南町実行委員会負担金ということで1292万1000円計上をしております。こちら、国スポのほうの運営、こちらのほうを川南町実行委員会のほうで行うということで、負担金のほうをこちらの実行委員会に出すということで予算の計上をしております。で、かなり金額が大きいところなんですけど、こちら何にということなんですけど、来年度主なものというのが、やはりリハーサル大会の開催に大きな金額がかかる場所です。主にこちらのほうがちょっと約ということにはなるんですけど1100万円ぐらいリハーサル大会でかかるようなことになっております。

で、なぜそれだけかかるかということなんですけど、いろんなものを仮設で用意しないといけないという関係で、金額がかかる場所になっております。で、このリハーサル大会ということなんですけど、本大会を実施するのと同様のやり方ということでやるというよう

な方向性になっているところです。

ちなみに、来年度実施するリハーサル大会のほうも、第30回西日本軟式野球選手権大会のほうを令和8年10月31日に開催するというので、リハーサル大会を行うというような予定になっているところです。

説明については、以上です。

○議員(養原 敏朗議員) 省エネ家電については分かりました。ぜひ町内にPRがうまくいくようお願いしておきます。

農振地域の見直しの件ですけど、委託されるにしても町の意見が、委託先の会社の意向でなくて町の意向が十分反映されるようにうまくやっていただきたいと思います。

次に運動公園です。特に野球場の、現在も使ってらっしゃいますけど、私も野球やっていた関係で時々見に行きますけど、あとの整備の仕方が、あっ、これはまずいよなというチームの中にあります。使った後荒れるからならすわけですけど、ならすために土を外野のほうに引っ張っていくと、どうしてもその境が盛り上がってきて、困るようなところがあります。その辺はよく使用許可されるときは留意されるべきではないかと思うんですけど、現在、野球場のほうについては、芝を刈ってらっしゃるくらいで、あまりやっているのは見てないよなという気もせんでもないんですけど、それと、リハーサル大会として西日本、これCクラスの大会ですよ。課長、Cクラスの大会だと思うんですけど、御存じない。多分Cクラス、国体というのはAクラスの大会にほぼなります。で、かなりレベル等も違います。その辺はよく注意していないといけないと思うんですけど、その西日本大会は全試合をここでやられるのか、本大会の場合は川南で何試合やられる予定なんでしょうか。

○教育課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

まずグラウンドの利用状況でちょっとまずいところがあるってことなんですけど、こちらのほう、ちゃんと情報収集した上で適切に対応していきたいと考えております。

それから管理のほうも、もう芝を刈っているだけではないかということなんですけど、芝の部分は芝を管理するところに刈ってもらって、グラウンド整備も入れているんですけど、通年で入っていただいているわけではなく、年に時期を決めてってことで入っていただいているところです。

で、今まさに野球場の利用が盛んな時期であるんですけど、この期間も何とか調整して整備に入ってもらっているところです。ただ、ちょっといろいろ調整をしないと、しっかりと整備ができるというのがなかなか難しいところもあります。もう利用が混んできていたりすると、整備するために入ることもできないような状況も見られたりするのです。今後はちょっとスケジュール等も考えながらしっかりと国スポに向けて管理をしていきたいというふうに考えております。

それから、西日本軟式野球選手権、いろんなクラスがあるということなんですけど、私もちょっと詳しく存じ上げませんので、しっかりと勉強していきたいというふうに考えておりま

す。

こちらの大会が川南町だけで行われるかということなんですけど、こちらのほうは軟式野球で会場になっているところを合わせて行うというやり方になっております。

ちなみに、郡内の一覧があるんですけど、川南町と同様に軟式野球の会場になっている高鍋町においても、同時に行われるというふうな予定にはなっております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

申し訳ございません。ちょっと詳細に把握しておりませんので、後ほどまた御報告させていただきます。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（金丸議員 和史） 教育費のほうの中学校費の中に、教育デザイン事業委託料というものが出てきているんですが、昨年度はなかったと思うんですが、小学校のほうにはこの事業はなくて、今回上がってきているんですが、この業務委託の具体的な内容、あと、これを委託する業務として上がってきた背景と目的、あと、この成果に対して今後どのように学校運営等、あと施策等に反映していくお考えなのかをお伺いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回、川南町立学校デザイン業務委託料ということで、新規で計上させていただいております。こちらは、先ほど小嶋議員からの御質問であった内容と同様のお答えにはなるんですけど、総合的学習の時間に川南独自の地域学習、ふるさと学習を実施するためにということで、新たにということで委託料を計上しておるところです。

先ほども中学3年生を対象にということで、来年度、令和8年度のほうはカリキュラムを実施することを計画しております。でありますので、まず今後発展していく、広げていくというような構想はあるんですけど、今回は中学校費でのみ計上ということで考えております。

以上でございます。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 議案第13号令和8年度川南町一般会計予算の中で127、128ページ、4款衛生費保健衛生費の中の健康ポイント助成金420万円というところの詳細を分かれば、教えてもらいたいと思います。

○町民健康課長（押川 明雄君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

健康ポイント事業ですが、現在、福祉課のほうで行っていましたが健康ポイント事業実証実験です。こちらの対象範囲を広げまして、現在、2月末まで行われていたのが65歳以上の方を対象にした健康ポイント事業で、こちらのほうの一般会計で行いますのが64歳以下を対象にしまして、内容としましてはWHOのほうで提起されています1日の歩数が、65歳以上の場合は6,000歩が推奨、64歳以下の方については8,000歩を推奨ということですので、こ

ちらのほうを設定して、ウォーキングアプリ等を使ってポイントを段階的に付与して、それを一定のポイントがたまったらチーカと交換をして使っていただくというような事業を考えております。

以上です。

○議員（中瀬 修議員） 福祉課が行われた3か月間の実証実験を基にということなんですけど、今後もしわゆるスマホと連動してというやり方でいくということかということと、あともう一度確認なんですけど、65歳以下ということであれば、今後65歳以上ということころは対象ではないということころでしょうか。あと、その期間、実証実験では3か月間でしたが、どのくらいの期間を一定期間と見ているのかということころで、お願いしたいと思います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

まずスマホとの連動ということなんですけど、この間の実証で行っていただいたとおり、やっぱり同じようにスマホとの連動で行いたいと考えております。

その次に、65歳以上の方ということなんですけど、65歳以上の方に関してもやっぱり実施をいたします。それに関しては介護保険特別会計のほうで予算計上しております。

あと、期間につきましてなんですけど、今のところまだ予定ではありますけど、6月から年度いっぱいまで計画しております。

以上でございます。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第11「議案第14号令和8年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12「議案第15号令和8年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13「議案第16号令和8年度川南町介護認定審査会特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14「議案第17号令和8年度川南町介護保険特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15「議案第18号令和8年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16「議案第19号令和8年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第17「議案第20号令和8年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第18「議案第21号令和8年度川南町水道事業会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第19「議案第22号令和8年度川南町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は文教産業常任委員会に付託します。

ここでお諮りします。来週25日の本会議につきましては、午後1時15分に開会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。来週25日の本会議につきましては、午後1時15分開会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、引き続きたぐいま付託されました議案について、各常任委員会において審査をお願いします。

本日は、これにて散会します。皆様、お疲れさまでした。

午前11時38分散会
